

大 監 第 1 7 号  
平成 2 7 年 8 月 2 6 日

大台町長 尾 上 武 義 様

大台町監査委員 中 井 裕

大台町監査委員 岸 良 隆

平成 2 6 年度 経営健全化審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された資金不足比率について審査を実施したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

記

審査の意見及び概要

別添、平成 2 6 年度経営健全化審査意見書のとおり

## 平成 26 年度 国民健康保険病院事業会計経営健全化審査意見書

### 第 1 審査の概要

#### 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 2 審査の方法

この経営健全化審査は、大台町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第 2 審査の結果

#### 1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

(単位：%)

比率名	24年度	25年度	26年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	—	—	20.00	

※資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

※地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

#### 2 個別意見

##### ① 資金不足比率について

平成 26 年度決算において、流動資産額(現金・預金、未収金等 2 億 4,970 万 4,863 円)が流動負債額(企業債、未払金等 3,555 万 2,996 円)を上回り、資金剰余となっているため、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準 20.0%を下回っている。

##### 3 是正改善を要する事項

平成 26 年度病院事業決算の医業に係る前年度比較について、医業費用は 4 億 6,267 万 5,011 円、医業収益は 2 億 2,614 万 9,511 円となり、差引、医業損失は 2 億 3,652 万 5,500 円となり、平成 25 年度の医業損失 1 億 8,104 万 6,228 円と比較すると 5,547 万 9,272 円増加している。

特に平成 26 年度は、地域医療の再編に伴い病院の診療所化に対応するため、入院患者数を調整したことが大きく影響している。

なお医業損失は、町補助金で補てんされており、独立採算経営が望ましいことは当然であるが、地域の医療機関として町民の健康と安心を守るためには止むを得ない措置で

はある。

平成 27 年度からは診療所体制となり一般会計での対応となることから、これまでの補てん措置が見えなくなるということが考えられるので、そのことを念頭におき、地域医療の責務を果たしながら健全な診療所の運営に努められたい。

## 平成 26 年度 簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書

### 第 1 審査の概要

#### 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 2 審査の方法

この経営健全化審査は、大台町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第 2 審査の結果

#### 1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

(単位：%)

比率名	24年度	25年度	26年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	—	—	20.00	

※資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

※地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

#### 2 個別意見

##### ① 資金不足比率について

平成 26 年度決算において歳入額が歳出額を上回り、資金不足の状態ではないため、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準を下回っている。

#### 3 是正改善を要する事項

一般会計に大きな影響を及ぼさないよう繰入金縮減に努力されたい。

## 平成 26 年度 生活排水処理事業特別会計経営健全化審査意見書

### 第 1 審査の概要

#### 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 2 審査の方法

この経営健全化審査は、大台町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第 2 審査の結果

#### 1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

(単位：%)

比率名	24年度	25年度	26年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	—	—	20.00	

※資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

※地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

#### 2 個別意見

##### ① 資金不足比率について

平成 26 年度決算において歳入額が歳出額を上回り、資金不足の状態ではないため、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準を下回っている。

#### 3 是正改善を要する事項

一般会計に大きな影響を及ぼさないよう繰入金縮減に努力されたい。